

平成20年1月31日

各 位

会社名 暁 飯 島 工 業 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 飯 島 康 輔
(J A S D A Q ・ コ ー ド 1 9 9 7)
問合せ先 取締役専務執行役員
役職・氏名 (管理統括部長) 藤 沼 一 男
電話 0 2 9 (2 4 4) 5 1 1 1

合意による訴訟の一部和解及び特別利益の発生に関するお知らせ

当社は、株式会社しまナーシングホームに対し提起しておりました、請負代金請求訴訟について、平成20年1月31日付で、合意による一部和解をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、これに伴い特別利益が発生する見込みであります。

記

1. 訴訟の提起から一部和解に至るまでの経緯

当社と株式会社しまナーシングホームは、平成17年4月11日付で、有料老人ホーム「しまナーシングホーム浅草新築工事」(請負金額8億745万円)及び平成18年7月20日付で同増減工事(請負金額3,150万円)の総額8億3,895万円の建築請負契約を締結し、施工の上平成18年7月14日付にて完成引渡しを行いました。同社は上記のとおり完成引渡しを受けたにも拘わらず、完成した当該建物は同社の意図する設計・施工がされていない(瑕疵担保責任の存在)として、3億9,322万5千円の損害賠償額を要求し、同額を当社の建築工事請負残代金と相殺すべく主張して、平成19年2月16日に東京地方裁判所に訴訟を提起したものであります。

これに対し当社は、同社が主張する瑕疵担保責任はないものと認識しており、平成19年3月9日、同社に対し建築工事請負残代金3億9,322万5千円及び遅延損害金の支払いを求め、同じく東京地方裁判所に請負代金請求の反訴を提起しておりました。

2. 一部和解の内容

当社は、株式会社しまナーシングホームより、平成20年1月31日、建築工事請負残代金3億9,322万5千円の支払いを受けましたので、当社提起の請負代金請求訴訟の一部取下げ(遅延損害金請求訴訟のみに変更)に合意いたしました。

なお、平成19年3月6日付にて開示しております株式会社しまナーシングホーム提起の損害賠償訴訟は、継続中であります。今後、何等かの進捗があり次第、速やかにお知らせする予定であります。

3. 業績に与える影響(特別利益の発生)及び今後の見通し

この度の一部和解により、前期末において特別損失として計上いたしました貸倒引当金の戻入益(1億円)を、当期において特別利益として計上する見込みであります。

なお、株式会社しまナーシングホームが提起しております、損害賠償訴訟の推移によっては当社の経営成績に影響を及ぼす可能性もありますが、現時点では係争中であるためその影響は不明であります。今後訴訟の進捗によって影響が生じた場合は速やかにお知らせする予定であります。

また、当社は、損害賠償請求訴訟については、株式会社しまナーシングホームが主張する瑕疵担保責任はないものと確信しております。また、損害賠償請求額にも何等根拠がなく、裁判では引き続き当社の正当性を主張して争っていく方針であります。

以 上